

用語解説

以下は今回の紙面中の*についての説明や解説です。ご参考までに。

- **外郭団体**
官公庁とは別組織だが、官公庁から出資・補助金を受けるなどして補完的な業務をおこなう団体。川越市では、川越総合卸売市場(株)、川越市社会福祉協議会、川越市施設管理公社など。地方自治体では役員のトップは首長が兼務し、退職した自治体職員が専任役員として天下りすることが多い。
- **款別**
歳入、歳出とも地方自治法施行規則の定めにより区分された「款、項、目、節」からなっており、款は一番大きな分類。
- **特別会計**
ある特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して経理するための会計。特別会計の主なものとしては、上下水道事業、介護保険事業、国民健康保険事業など。
- **食育**
国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組み。
- **自治基本条例**
地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例である。多くの自治体では、情報の共有や市民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長・行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への市民参加や住民投票など自治を推進する制度について定めている。
- **パブリックコメント**
公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいう。通称パブコメ。
- **諮問**
政策決定などをする際に、有識者または一定機関に意見を求めること。
- **行政サービス**
国や地方公共団体が、集めた税金等を用いて国民や地域住民に対して行う奉仕活動や役務。子育て支援、障がい者支援、国民健康保険、生活保護、教育、上下水道、道路事業、環境保全、消防など
- **政務調査費**
地方議会の議員が政策調査研究等の活動のために支給される費用である。詳細は、各自治体の条例により定められている。議会の会派又は議員に対して支給される。交付額や交付方法については、自治体により異なる。川越市では一人当たり月額7万円が支給され、用途はガイドラインで決められている。すべて領収書の添付が義務付けられている。ガイドライン等も随時見直し中。



☀ 川口けいすけの23年度政務調査費報告

(表は23年5月～24年3月分。23年4月分は選挙のため精算済み。)

研究研修費は、低額及び無料の勉強会に参加し経費を抑えました。議会活動報告作成費用は資料作成費に入っており、広報広聴費は主に配布費です。

23年度分より、川越市議会のHPで各会派の政務調査費報告書が見られるようになりました。領収書等の原本は、市役所の議会事務局で閲覧できます。

科目	金額	備考
研究研修費	7,940 円	研究会、勉強会等に参加
調査研究費	4,300 円	駐車場代
資料作成費	139,115 円	用紙、文具、USBメモリ
資料購入費	25,550 円	書籍購入費
広報広聴費	172,804 円	議会活動報告配布費等
人件費	0 円	
その他の経費	0 円	
合計	349,709 円	残金の42万円は返金

第21回川口けいすけ議会報告会

掲
示
板

日時：8月5日(日) 13時半～16時半
 場所：東部地域ふれあいセンター(236-2360) 会議室1
 内容：議会報告・皆様からのご意見・ご質問、他
 * 報告会は後援会の集まりではありません。
 どなたでもお気軽にお越し下さい。



ご意見・ご感想、皆様の声をお聞かせ下さい。
 ★ ポスティング等ボランティア募集中! ★

提案型地域情報誌グリーンズ川越は、2003年より政治を身近にしていけるための活動の1つとして始め、2007年からは議員活動報告をプラスし、私の考え方と共に皆様にお届けしているニュースです。なお、手配りのためにタイムリーにお届けできない場合がありますがご了承下さい。バックナンバーはホームページで見ることができます。ご希望の場合はお届けします。

<http://www.kawaguchi-keisuke.net>